

追加指定した文化財の概要

平成27年10月27日に下関市指定有形文化財に指定された「旧秋田商会ビル」で、その後2枚の棟札（むなふだ）が発見され、令和7年4月18日付けで附（つけたり）に追加指定を行いました。

1 追加指定した文化財の名称及び員数

きゅうあきたしょうかい つけたり むなふだ
旧秋田商会ビル 附 棟札 2枚

※このたびの指定により、旧秋田商会ビルの指定は次のとおりとなります。

旧秋田商会ビル 1件
附 屋上庭園及び離れ座敷 1棟
防火壁 1所
建築関係図面 38枚
棟札 2枚

2 所在の場所

下関市南部町9番1 旧秋田商会ビル内
※追加指定を機に、棟札を2階で公開いたします。

3 所有者の氏名・名称及び住所

下関市（下関市長 前田 晋太郎）
下関市南部町1番1号

4 追加指定する理由

本資料は、令和2年(2020)に旧秋田商会ビル2階仏間から発見され、旧秋田商会ビルの建築年代、設計者及び工事監督を明らかにする資料として重要であることから、附として既に指定されている「屋上庭園及び離れ座敷」、「防火壁」、「建築関係図面」に追加するもの。

なお、上棟後、大正4年(1915)年4月26日に落成式*が執り行われた。

*落成式 建物の完成を祝う式典。

5 棟札の概要

棟札とは、建築工事の過程で、上棟（じょうとう）あるいは棟上げ（むねあげ）と呼ばれる、建物の一番高い位置の部材を設置した際に取り付けられる板状のものです。上棟年月日のほか、施主や建築関係者などが記されてい

ます。また、その後の修理時にも棟札が作られることがあり、下関市内の国宝住吉神社本殿（1370 年建築）では、長い年月の間に幾度も修理が行われ、それが記録された 4 枚の棟札が附に指定されています。

旧秋田商会ビルの棟札は、2 枚ともヒノキを匏（かんな）で仕上げてあり、頭部は先が尖った尖頭（せんとう）型、胴部は下の方が少しすぼんでいる熨斗（のし）型です。2 枚はほぼ同じ大きさで、総高約 73 cm、最も巾が広いところで約 24 cm、厚さ約 1.5 cm です。

1 枚は、表面に神が 3 柱書かれ、このうち「岡象女神」*は、水を掌（か）る神です。建築にとって、火災は一度火の手が上がりゃあゆるものが灰燼（かいじん）と化す、最も恐ろしいもののひとつです。そのため、火災を防ぐ意味を込めて、棟札に水の神を記したと考えられています。なお、この棟札に記載された内容は、概ね近代以降の棟札に見られる一般的な記載内容です。

*本来は「岡象女神（みつはのめのかみ）」とするところですが、旧秋田商会ビルの棟札は書き間違えています。

また、裏面には「大正三年十二月二十日甲寅吉祥」と書かれ、上棟がこの日に行われたことを示しています。建築年代の確たる証拠として最も信頼すべき資料のひとつであることから、棟札は重要なのです。

もう 1 枚は、この建物の施主が秋田寅之介であること、また、この建築に携わった 4 人の技術者の氏名が書かれています。これまでも口承で何人かの名前が挙がっていましたが、この棟札の発見により、確定に至りました。

なお、4 人の技術者は次のとおりで、4 人の経歴も判明しています。

西澤 忠三郎 / 後藤 柳作 / 山崎 幸輔（八木 幸助） / 新富 直吉

ある建築がいつの時代のものなのか、また、誰がどのようにその建築に関わったのかを知ることは、その建築をより深く知ることにつながります。この棟札の発見を機に、「旧秋田商会ビル」とは何者なのか、更に研究が進むかも知れません。

6 その他（附指定について）

文化財指定の「附」とは、指定された文化財本体と一体となって歴史的な価値などを示す、附属の構造物や建築図面などの資料を指します。棟札もその一つです。重要文化財旧下関英国領事館では、煉瓦塀と上棟年月日が墨書された弊串（へいぐし）が附に指定されています。



図版1 棟札 01 写真(裏)



図版2 棟札 01 写真(表)



図版3 棟札02写真(表)



図版4 棟札02写真(裏)



図版5 旧秋田商会ビル外観



図版6 同内部（1階旧営業室）



図版7 旧秋田商会ビル内部（2階居室）